

枚方市議会定例会議案書

(令和8年7月緊急議会)

目 次

議案第26号	令和8年度大阪府枚方市一般会計補正予算(第4号)	… 1
議案第27号	市長の給与に関する特別措置条例の制定について	… 11

令和 8 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 8 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 330,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 178,853,016 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年（2026 年）7 月 13 日提出

枚方市長 伏 見 隆

歲入

(単位：千円)

[illegible]

凡 例

歳出の概要説明欄のうち、事務経費等の内訳については下記のとおり略している。

報 償 費 ……報	旅 費 ……旅	交 際 費 ……交	消 耗 品 費 ……消
燃 料 費 ……燃	食 糧 費 ……食	印刷製本費 ……印	光 熱 水 費 ……光
修 繕 料 ……修	賄 材 料 費 ……賄	飼 料 費 ……飼	医 薬 材 料 費 ……医
通信運搬費 ……通	広 告 料 ……広	手 数 料 ……手	筆 耕 翻 訳 料 ……筆
火災保険料、自動車損害保険料、その他保険料 ……保			
委 託 料 ……委	使用料及び賃借料 ……使	工事請負費 ……工	原 材 料 費 ……原
備品購入費 ……備	負 担 金 ……負	補 助 金 ……補	扶 助 費 ……扶
賠 償 金 ……賠	償 還 金 ……償	還付加算金 ……還加	還 付 金 ……還
投資及び出資金 ……投	公 課 費 ……公		

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
15. 国庫支出金	42,572,515	129,644	42,702,159		
(項)					
(2) 国庫補助金	7,446,794	129,644	7,576,438		
1. 総務費国庫補助金	2,170,892	129,644	2,300,536	1. 総務費補助金	129,644
(款)					
19. 繰 入 金	7,614,403	200,356	7,814,759		
(項)					
(1) 基金繰入金	7,475,067	200,356	7,675,423		
1. 基金繰入金	7,475,067	200,356	7,675,423	1. 基金繰入金	200,356
歳 入 合 計	178,523,016	330,000	178,853,016		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
5. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	129,644	1. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	129,644
23. 財政調整基金繰入金	200,356	1. 財政調整基金繰入金	200,356

歲 出

[illegible]

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明	
区 分	区 分		
金 額	金 額		
12. 委 託 料 44,933	1. 委 託 料 44,933	1. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援経費 (1) 物価高騰対策消費拡大支援事業費 委 44,933 負 285,067	330,000 330,000
18. 負担金補助及び 交付金 285,067	1. 負 担 金 285,067		

性質別経費内訳

(単位：千円)

款	人件費	物件費	維持補修費	投資的経費	その他	合計
(1)議会費	-	-	-	-	-	-
(2)総務費	-	-	-	-	-	-
(3)民生費	-	-	-	-	-	-
(4)衛生費	-	-	-	-	-	-
(5)農林水産業費	-	-	-	-	-	-
(6)商工費	-	44,933	-	-	285,067	330,000
(7)土木費	-	-	-	-	-	-
(8)消防費	-	-	-	-	-	-
(9)教育費	-	-	-	-	-	-
(10)公債費	-	-	-	-	-	-
(11)諸支出金	-	-	-	-	-	-
(12)予備費	-	-	-	-	-	-
合計	-	44,933	-	-	285,067	330,000
現計予算の内訳	24,638,473	30,367,364	1,307,350	3,082,000	119,127,829	178,523,016
総計	24,638,473	30,412,297	1,307,350	3,082,000	119,412,896	178,853,016
総計の構成比 (%)	13.8	17.0	0.7	1.7	66.8	100.0

市長の給与に関する特別措置条例の制定について

次のとおり市長の給与に関する特別措置条例を制定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年（2026年）7 月 13 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 市長に支給する令和8年8月分の給与について、減額措置を講じるため。

市長の給与に関する特別措置条例

(目的)

第1条 この条例は、市長に対して支給する令和8年8月分の給与に関し、特別の措置を定めることを目的とする。

(市長の給与の特例)

第2条 市長に対して支給する令和8年8月分の給料及び地域手当の額については、市長等の給与に関する条例(昭和60年枚方市条例第14号)及び市長等の給与に関する特別措置条例(令和5年枚方市条例第29号)の規定にかかわらず、同条例第2条の規定に基づき算定した市長の給料月額から市長等の給与に関する条例第2条の表に定める市長の給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額を同月分の給料月額として、同条例の規定に基づき算定した額とする。

附 則

この条例は、令和8年8月1日から施行する。